

**鳥取県告示第791号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり告示する。

平成20年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 浸水想定区域を指定した河川の名称  
二級河川橋津川水系東郷池
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深  
次の図のとおり。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所県土整備局に備え置いて閲覧に供する。）